

知って  
いますか？

# 自転車の 新しいルール



令和6年11月1日から  
自転車の「ながらスマホ」や  
「酒気帯び運転」の罰則が施行！



## 携帯電話使用等

最大

1年以下の懲役  
又は  
30万円以下の罰金



## 酒気帯び運転

3年以下の懲役  
又は  
50万円以下の罰金

